と、確かに「管理4」で「要療養」とある。それでなぜ、一年も労災認定されないままなのか? Sさんと沖縄労働基準監督署に直行し、労災課の仲村課長と面談した。

同課長によると、Sさんが治療を受けている琉球大学医学部付属病院の屋良医師の診断は、「薬剤性肺炎後の慢性閉塞性肺疾患の治療薬を投与している」とあるので、じん肺との因果関係を調査中とのこと。沖縄のじん肺診査医に意見を求めたところ、「薬の副作用によるものと考える」として、因果関係を否定された。ただ、「必ずしもそうとも言えない」という沖縄労働局の意見もあり、もう一人のじん肺診査医に意見書を求めている最中だという。

私たちは、「仮に、琉大の診断が正しいとしても、慢性閉塞性肺疾患という病名とは別に、じん肺という病名もついている」「すでにじん肺管理4の決定が下りているのだから、療養費も休業補償も労災でみるのは当然」「現にじん肺の治療として酸素療法を続けているではないか」と主張した。こうしたやり取りを聞いて、酸素チューブを鼻にいれながら同席していたSさんの呼吸も心持ち穏やかになったかに思われた。

また、沖縄では、じん肺合併症で認定された事例はないとのこと。ただし、那覇労基署では、粟国島出身のはつり工の続発性気管支炎との合併症で認定された事例が数件あるという。つい数年前に、粟国島出身のはつり工のじん肺が明らかになるまで、県内でじん肺は発生していないとされてきた土地柄だ。

こういう誤った認識に基づき、基地従業員の石綿肺も今まで見過ごされてきたのだろう。横須賀米軍基地で艦船修理に従事した元従業員の多くが石綿肺になり、じん肺合併症でも多くの労災認定事例があることを説明すると、仲村課長は何度も頷いていた。ただ、Sさんの認定決定には何か決め手がいると言うので、じん肺専門医の意見書を提出すると約束した。

その後、沖縄労働局にも出向いたが、対応した担当監察官は問題の重要性に気づいてない様子だった。

5月7日、当センター所長の天明医師の意見書を沖縄労基署に提出した。意見書では、Sさんの石綿肺が、琉大の診断した慢性閉塞性肺疾患の症状と矛盾しないことを指摘した上で、次の四点を主張した。

① CT所見に間質性肺炎の他、「胸膜肥厚、石灰化あり」とあるので石綿肺もある。
② 35五年にわたる職業上の石綿ばく露歴があり、石綿肺罹患とするのに何の躊躇もいらない。
③ 通常の感染症としては経過が長すぎるので、石綿肺と合併した続発性気管支炎とみるのが妥当。
④ 月1回の診療とネブライザー及び酸素療法は、じん肺の治療と判断して差し支えない。

6月17日に仲村課長から連絡が入った。天明医師の意見書を添え、もう一人のじん肺診査医に意見書を求めたところ、労災の方向で事務処理できるようになったとのことだった。

Sさんの事例を通し、あらためて沖縄には、じん肺診査医を含め、じん肺、とりわけ石綿肺を適確に診断できる医療機関がないことを痛感した。中皮腫や肺がんと共に、石綿肺の被害掘り起こしが必要だ。

（神奈川労災職業病センター）

40年前の自動車整備で石綿曝露

埼玉●若年時の低賃金で補償算定

埼玉県のTさん（当時61歳）は、家庭用のプロパンガスの配送の仕事に従事してきた。2006年10月、会社の定期健康診断を受けたところレントゲンに異常影があり、精密検査を指示された。地元の総合病院からある大学附属病院を紹介され、胸腔鏡肺生検の結果、胸膜中皮腫と診断された。

病院の医療ソーシャルワーカーに相談し、中皮腫が石綿を吸って発症する病気であり、発症までの潜伏期間が30年～40年

と長いことなどを聞き、石綿救済法の救済制度を利用することを勧められたため、2007年3月、環境再生保全機構に認定申請の手続をとった。

Tさんは、40年前に8年間ほど地元の自動車会社に勤務し、自動車整備工として働いていたことがあった。中学校卒業後の15歳から働き始め、ブレーキライニングやクラッチフェーシング等を分解し修理していた。ドラムの内側に溜まったホコリをエアーで吹き飛ばす作業を、当たり前のようにやっていた。

7月に医療ソーシャルワーカーの紹介で東京安全センターに相談があり、労災申請に取り組むことになった。当時の自動車会社も現存しており、会社の事業主証明もスムーズに取ることができたため、8月にさいたま労働基準監督署に労災申請を行った。

昨年末、担当官より労災認定の知らせを受けたが、本年1月、Tさんは入院先の病院で亡くなられた。

若年時の石綿曝露のため、現存の事業所の同年齢の賃金をベースに算定された平均賃金が低額になってしまった。規定とはいえ、遺族には割り切れなさが残る。また、労災認定後に健康保険と石綿救済法の医療・療養手当、労災補償給付との切り替え、精算の事務手続きがたいへん面倒なことが遺族の負担にもなっている。

（東京労働安全衛生センター）

周辺中皮腫被害で交渉再開

岐阜●ニチアス羽島工場周辺住民被害

ニチアス羽島工場の近隣に居住し中皮腫で死亡した女性Sさんの問題についての補償交渉が、6月16日、羽島工場において、昨年8月7日以来、久方ぶりに行われた。

Sさん側から関西労働者安全センター片岡、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の古川和子氏、アスベストに関する地域住民の会の林三統氏が出席し、ニチアス側からは高谷工場長、濱田総務課長、横山環境対策室長、今中環境対策室次長(本社)が出席した。

昨年8月7日は、それまでニチアス側が求めていたSさんの関係書類を概ね提出した上で交渉に臨んだところ、ニチアス側から秘密交渉を求める「合意書」なるものへの署名捺印を求められたことから交渉が行き詰まった。

「合意書」では、Sさんの遺族を「甲」、当時のニチアス株式会社代表取締役・川島吉一を「乙」としている。

交渉の存在などすべてを秘密にすることを求めたもので、われわれとしては到底認められないし、必要でもないことから再検討を求めた。ニチアス側は、「この文書に署名しなければ話を前に進めることができない」と説明した。

その後、数回にわたって電話でのやりとりがあったが、ニチアス側はあくまで秘密交渉合意書への署名を求めてきた。まさに秘密交渉の強要で、異常としか思われなかった。

9月27日に中日新聞がこの問題を大きく取り上げたため、直後に工場長から安全センターに電話がかかり、「合意書」問題を新聞に話したことを咎める旨の話があった。むろん咎め立てされる筋合いはなく、工場長とはできるだけ早く直接の話し合いをもつことで一致し、工場長からの連絡を待つこととなった。

そうこうしているうちに10月にニチアスの耐火建材性能偽装事件が発覚、ワンマンと評判だった会長以下、社長、専務が辞めるという事態となった。一向にニチアス側から連絡がないままとなっていたところ、ようやく羽島工場から交渉日程についての連絡あり、今回の話し合いとなった。

高谷工場長から、「交渉の存在という項目以外については交渉の合意時には合意いただくというのが条件である」との表明があったが、われわれとしては、「今はんこをつかなければ交渉をしないということと実質的に同じであり、秘密交渉の強要であり